

◆ 調査書の記入・作成要領等

～「平成３１年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領」６８ページより～

- ①中学校長は、志願者の調査書（様式３－１、用紙は長崎県教育委員会のホームページから取得する）を平成３１年１月末日現在で作成する。
- ②旧年度卒業生の調査書は、卒業後５年を超える志願者については、学籍の記録を除き記入を不要とする。また、卒業後２０年を超える志願者については、調査書に代えて卒業証明書を作成して提出する。

中学校卒業	調査書等の作成について
平成３０年３月卒業	平成３０年度入学者選抜の様式を用いて作成する。 (平成３１年度入学者選抜の様式を用いてもよい。)
平成２９年３月卒業	平成２９年度入学者選抜の様式を用いて作成する。 (平成３１年度入学者選抜の様式を用いてもよい。)
平成２８年３月卒業	平成２８年度入学者選抜の様式を用いて作成する。 (平成３１年度入学者選抜の様式を用いてもよい。)
平成２７年３月卒業	平成２７年度入学者選抜の様式を用いて作成する。 (平成３１年度入学者選抜の様式を用いてもよい。)
平成２６年３月卒業	平成２６年度入学者選抜の様式を用いて作成する。
平成２５年３月卒業 ～ 平成１１年３月卒業	平成３１年度入学者選抜の様式を用いて作成する。 (学籍の記録のみを記入する)
平成１０年３月卒業 以前	卒業証明書を作成する。

※なお、旧年度卒業生の調査書の「現住所」欄は、志願者が現在居住する住所を記入する。
また、保護者の「志願者との続柄」の欄は記入不要とし、斜線とする。

※該当する年度の調査書の様式が必要な場合、中学校は高校教育課に書面（様式は任意。
ＦＡＸ可）で請求すること。

※県外からの志願者も本県の様式で作成すること。